

## ＜令和 6 (2024) 年度公募における主な変更点＞

### (1) 男女共同参画推進に向けた応募要件の緩和について

- 若手・子育て世代の研究者がより積極的に研究に復帰・参画できる環境を整備するため、「研究活動スタート支援」及び「若手研究」の応募要件においては、産前産後の休暇、育児休業期間に加え、新たに「未就学児の養育期間」を配慮期間とします。令和 6 (2024) 年度公募「研究活動スタート支援」及び令和 7 (2025) 年度公募「若手研究」から以下のとおり応募要件を変更します。詳細は各公募要領を参照してください。

#### 【令和 6 (2024) 年度「研究活動スタート支援」】

A) 令和 5 (2023) 年 9 月 20 日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得、かつ文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目 (※ 1) に応募していない者

B) 令和 5 年 (2023) 年度に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育 (※ 2) していたため、文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目に応募していない者 (※ 1)

(※ 1) 「特別研究推進」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び「若手研究」

(※ 2) 育児休業を取得している期間も含む。

#### 【令和 7 (2025) 年度「若手研究」(令和 6 (2024) 7 月中旬公募開始予定)】

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在で博士の学位を取得後 8 年未満の研究者 (※)

(※) 以下の者も対象とする。

- ・令和 7 (2025) 年 4 月 1 日までに博士の学位を取得見込みの者
- ・博士の学位を取得後に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していた場合は、当該期間を除くと博士の学位取得後 8 年未満となる者

### (2) 研究活動の国際性の確保について

- 研究者の国際的な研究活動を促す観点から、研究計画に関連した国際的な取組 (国際共同研究の実施歴や海外機関での研究歴等) がある場合に、必要に応じて研究計画調書に記載できることを明確にしています。(「Ⅲ. 応募する方へ 3. 応募書類 (研究計画調書) の作成・応募方法等 (1) (参考)」参照)
- 科研費の研究成果の積極的な国際発信に努めていただく必要があることを明記しています。(「はじめに」及び「I. 科学研究費助成事業—科研費—の概要等 6. 科研費により得た研究成果の発信等について」参照)

### (3) 研究活動スタート支援及び奨励研究の審査方式の変更について

- 令和6(2024)年度から、研究活動スタート支援及び奨励研究の審査方式を2段階書面審査から一度の書面審査で採否を決定する審査方式へ変更しました。このことにより、早期の審査結果の通知が可能となり、研究活動スタート支援については、採択されなかった場合であっても、審査結果通知後、基盤研究等への応募のため必要な準備期間を確保することが可能となります。

### (4) 研究活動スタート支援の応募書類提出後のスケジュールの変更について

- 令和6(2024)年度より、研究活動スタート支援の審査方式が変更となったことに伴い、応募書類提出後のスケジュールが変更となります。

研究活動スタート支援		
令和6(2024)年	5月～7月	審査
	7月下旬	審査結果の通知※・交付内定
	7月下旬	審査結果開示
	8月中旬	交付申請
	9月下旬	交付決定
	9月下旬	送金

※ 研究活動スタート支援の審査結果の通知は、交付内定と同日に行う予定です。

### (5) 研究データマネジメントについて

- 令和6(2024)年度から、原則全ての研究種目において研究データマネジメントプラン(DMP)の作成を求めます。DMPの作成例等の詳細は交付内定時に示しますので、当該内容に沿って研究課題における研究成果や研究データの保存・管理等を行ってください。